

## 令和元年10月1日から始まる事業年度より

# 法人町民税 法人税割が引き下がります。

平成28年度税制改正により、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的に、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、その引き下げ分に相当する額を国税の地方法人税に振り替え、地方交付税の原資とすることとなりました。

この改正に伴い、令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から、法人町民税法人税割の税率が次の通り引き下げられます。

| 資本金等の額による区分             | 税率（寒川町の場合） |      |
|-------------------------|------------|------|
|                         | 変更前        | 変更後  |
| 5億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社 | 12.1%      | 8.4% |
| 2億円以上5億円未満の法人           | 10.9%      | 7.2% |
| 2億円未満の法人、資本又は出資を有しない法人  | 9.7%       | 6.0% |

なお、この税制改正に伴い、予定申告の法人税割額についても、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に限り、3.7月分を納めることとする経過措置が設けられていますので、ご注意ください。

（寒川町から送付する予定申告書については、3.7月分と記載した申告書を送付いたします。）

### 予定申告の法人税割の算式

経過措置：前事業年度分の法人税割額 × 3.7月分 ÷ 前事業年度の月数  
通常：前事業年度分の法人税割額 × 6月分 ÷ 前事業年度の月数

### 寒川町役場 総務部税務課町民税担当

TEL：0467（74）1111（内線421～423）

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

ホームページより申告書・納付書がダウンロードできます

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/index.html>